



議案第九十九号

高橋地区中山間地域総合整備事業の経費の賦課基準並びに

その徴収の時期及び方法について

次のとおり高橋地区中山間地域総合整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収時期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十三年九月二十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾叁年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

記

- 一 事業の名称及び工事名 单県中山間地域総合整備事業  
高橋地区農道整備工事
- 二 施行場所 東伯郡三朝町大字高橋地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の二十五パーセントを受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 工事に着手した日の翌日から昭和五十四年三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。